

水道メーターの交換にご協力ください

水道メーターは、計量法の定めにより8年の有効期間に合わせて、取替えを行わなければなりません。
(計量法第72条第2項)

水道局では、有効期間に合わせて定期的に取り替作業を実施しています。

○水道メーターの取替作業は「無料」で実施しています。浄水器等の販売や紹介等は一切行いません。

○水道メーターの有効期限は、水道メーター蓋の裏側に貼付されているシールに記載されています。(右写真参照) 記載されている有効期限前に順次取替作業を実施しています。

○取替作業は、水道局と契約した取替委託事業者が行います。取替作業時間は、20分程度です。

○作業予定日は、取替委託事業者から事前にはがきでお知らせします。

○お客様の立ち合いは、必要ありません。また、お客様がご不在の場合でも作業させていただきます。

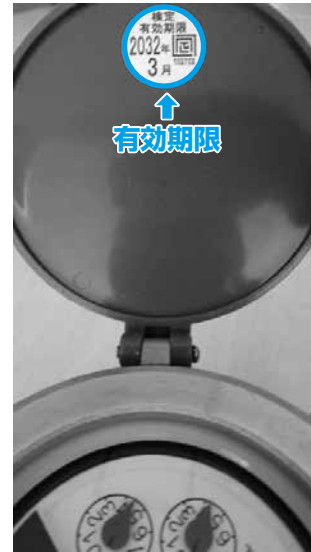
○取替作業後、水道メーター取替通知書をお渡しします。

○取替作業後は、「空気を含んだ白っぽい水」や「にごり水」が出ることがありますので、蛇口から水を出しきれいになってからご使用ください。

※水道メーターの取替作業ができなかった場合、取替委託事業者からお客様へご連絡することがあります。

銚子市水道事業条例第22条により、給水装置はお客様による管理が義務付けられております。日頃より適正な管理を行っていただき、円滑な取替作業にご協力をお願いいたします。

水道メーター蓋の裏側



銚子市水道事業条例 (抜粋)

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに管理者に届けなければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときはこれを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。